

平成 23 年 11 月 11 日

日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請について

弁護士 宍戸 一樹

弁護士 加藤 恒也

<日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請の内容について>

- ① 当事者双方に代表者資格証明書を提出させる根拠規定が不在のため、当該根規定を明記するよう要請する。

第 3 条 (b) xvi (6 頁)

「申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前 3 か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加

第 5 条 (b) x (8 頁)

「登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前 3 か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加

（なお、上記改訂に合わせて、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則（以下「補則」という。）についても、以下のとおり改訂案が提示されている。

- ・ 補則第 3 条 (b) のうち「本条 (a) 項 (i) に基づく書類」の次に「(手続規則第 3 条 (b) xvi または第 5 条 (b) x に規定する証明書類を除く)」を追加

- ② 申立手数料の銀行振込みを申立文書ファイルのメール送信やセンター事務局への書面到達の前に行う例が少なくなく、記帳による料金の受領の確認や書証等の受領前に、紛争処理機関が登録者に申立書を送付しなければならない期間（手続規則第 4 条 (a) 「料金の受領後 3 日（営業日）以内に・・・申立書を登録者に送付する。」参照）が開始されてしまい、方式審査の手配に苦慮するという実態がある。このような実態を改善するため、以下のとおり改訂するよう要請する。

第 4 条 (a) (6-7 頁)

「料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）¹以内に・・・」と修正

上記要請を踏まえ、以下のとおり JP-DRP 手続規則改訂案を作成した²。なお、上記第 3 条

¹ 日本知的財産仲裁センターからのご提案では、上記のとおり「3 日（営業日）以内」とされているところ、「3 日」と「3 営業日」のいずれかに修正するという趣旨であると思われるが、上記②第 4 条 (a) の改訂趣旨が方式審査に十分な時間を確保することにあることから、同条項の改訂においては、「3 営業日」として改訂案を作成している。

² 上記②第 4 条 (a) の改訂案「及び書面の受領後」につき、改訂趣旨を踏まえ、「書面」の内容を明確化すべく、「並びに申立書及び関係書類」として改定案を作成している。なお、ここでいう「関係書類」とは、手続規則第 3 条 (b) 柱書の「関係書類」を意味する。

(b)xvi、第4条(a)、第5条(b) xの改訂に伴い、新たに改訂を要する条項は不見当であった。

<JP-DRP 手続規則の改訂案>

(以下省略)